

平成28年第7回那珂川町議会定例会

議事日程(第3号)

平成28年12月8日(木曜日) 午前10時開議

- | | | | |
|-------|--------|--|--------|
| 日程第 1 | 議案第 1号 | 人権擁護委員の推薦意見について | (町長提出) |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 平成29年1月1日から同年12月31日までの間における那珂川町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例の制定について | (町長提出) |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 那珂川町課設置条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 5 | 議案第 5号 | 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 6 | 議案第 6号 | 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 8 | 議案第 8号 | 那珂川町税条例等の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 9 | 議案第 9号 | 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第10 | 議案第10号 | 那珂川町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第11 | 議案第11号 | 平成28年度那珂川町一般会計補正予算(第4号)の議決について) | (町長提出) |
| 日程第12 | 議案第12号 | 平成28年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第1号)の議決について | (町長提出) |
| 日程第13 | 議案第13号 | 平成28年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議決について | (町長提出) |
| 日程第14 | 議案第14号 | 平成28年度那珂川町介護保険特別会計補正予算(第1号)の議決について | (町長提出) |

- 日程第15 議案第15号 平成28年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決について（町長提出）
- 日程第16 議案第16号 平成28年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の議決について（町長提出）
- 日程第17 議案第17号 平成28年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決について（町長提出）
- 日程第18 議案第18号 那珂川町温泉浴場ゆりがねの湯及び那珂川町定住センターに係る指定管理者の指定について（町長提出）
- 日程第19 請願第1号 県立馬頭高等学校通学費等補助金交付制度等に関する請願について（教育民生常任委員長報告）
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	鈴木 繁 君	2番	石川 和美 君
3番	佐藤 信親 君	4番	益子 輝夫 君
5番	大森 富夫 君	6番	益子 明美 君
7番	大金 市美 君	8番	岩村 文郎 君
9番	川上 要一 君	10番	阿久津 武之 君
12番	石田 彬良 君	13番	小川 洋一 君
14番	塚田 秀知 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	福島 泰夫 君	副 町 長	岡 由樹夫 君
教 育 長	小川 浩子 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 村 正 水 君
総 務 課 長	橋本 民夫 君	企 画 財 政 課 長	佐 藤 美 彦 君
税 務 課 長	稲澤 正広 君	住 民 生 活 課 長	鈴 木 真 也 君

環境総合推進 室 子育て支援 課 長	鈴木 雄一 君	健康福祉課長	立花 喜久江 君
農林振興課長	小川 一好 君	建設課長	穴山 喜一郎 君
総合窓口課長	坂尾 一美 君	商工観光課長	板橋 了寿 君
農業委員会 事務局 長	薄井 桂子 君	上下水道課長	田代 喜好 君
生涯学習課長	大森 新一 君	学校教育課長	薄井 健一 君
	笹沼 公一 君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長	高林 伸栄	書 記	岩村 房行
書 記	長家 佳奈子	書 記	岡 多恵子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（塚田秀知君） ただいまの出席議員は13名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（塚田秀知君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあるとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。
-

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（塚田秀知君） 日程第1、議案第1号 人権擁護委員の推薦意見についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

- 町長（福島泰夫君） 昨日まで2日間にわたる一般質問で貴重なご提言等いただきまして、大変ありがとうございます。

ただいま上程されました議案第1号 人権擁護委員の推薦意見について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦に当たっては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長は市町村議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと定められております。

現在、ご活躍いただいております渡邊恵子氏は、平成29年3月31日をもって現在の任期が満了となりますが、引き続き同氏を人権擁護委員として推薦したいと存じます。

渡邊恵子氏は、平成23年4月1日から2期6年間、大変熱心にその職責を果たしてこられました。また、地域においても人望厚く、人格、識見ともに申し分のない方であり、ここに推薦についてご提案いたすものであります。今回、議会の意見をいただきました上は、同氏を法務省にご推薦申し上げ、法務大臣が委嘱をすることになります。

なお、参考までに、現在、当町の人権擁護委員は、大金典夫氏、石川周一氏、薄井秀雄氏、川俣まゆみ氏、長山宣弘氏、藤田悦子氏と今回お願いいたします渡邊恵子氏の7名であります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 人権擁護委員の推薦意見については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第2、議案第2号 平成29年1月1日から同年12月31日までの間における那珂川町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例の制定についてを議題

といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第2号 平成29年1月1日から同年12月31日までの間における那珂川町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、町においては行財政改革推進計画を進めており、また新庁舎建設事業という大きな事業を実施中でもあることから、町長、副町長及び教育長の給与について総合的に勘案して、平成28年に引き続き減額措置したいと考えております。

つきましては、町長については月額10%、副町長、教育長の給与については月額5%を平成29年1月から1年間減額するものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 平成29年1月1日から同年12月31日までの間における那珂川町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例の制定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第3、議案第3号 那珂川町課設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第3号 那珂川町課設置条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、町では人と自然が共生する安全安心なまちをつくるため、関係課において各種事業を推進しているところです。その中で環境の保全を直接の目的としない施策においても、環境保全に関する部分及び環境に負荷を与える部分については、那珂川町環境基本計画の方針に沿って実施するよう、環境総合推進室及び住民生活課生活環境係において取り組んでいるところですが、この2つの部署の事務分掌を集約し、平成29年4月より生活環境課として新たに課を設置するものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 補足説明を申し上げます。

参考資料をごらんください。

本条例の改正は、現在の環境総合推進室を廃止し、環境総合推進室及び住民生活課生活環境係の事務分掌を集約して、新たに生活環境課として課を設置するものです。事務分掌につきましてはごらんのとおりです。

なお、現在の住民生活課については、生活環境係の事務分掌を生活環境課に移行することに伴い、住民課に改称するものです。

附則は、本改正条例の施行日を定めたもので、平成29年4月1日からとしたものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 全員協議会のおきにも若干質疑を行ったわけですが、私、室を設置するときに、このときには2名選任をしまして室を設置したという、そういうことで記憶がございます。当時は、この室を設置する状況は、産業廃棄物の最終処分場の問題が浮上してきまして、この問題が住民生活に大きな影響を与えるというような、そういう懸念が持たれるという背景がございました。当然その事業を県が進めるには住民理解と、そして事業実施を進めるにはまず土地の買収とかということで、住民との交渉というような、そういうことが進められるという状況になっていくことが見えていたわけです。そういうことで設置する、そういう意味合いというものが理解できたわけでありまして、その後、今日に至って、現在3人体制になってきていたわけです。

この今の状況を考えますと、私はちょっと奇異に感じるわけです。これまでの経過を見ますと、むしろ住民生活のことを考えれば室の体制を強化して、そしていよいよ県が産業廃棄物最終処分場を本格的に実施していくという状況を鑑みれば、町としては環境対策と、あるいは住民との関係におきましても、十分その取り組みを強める、そういう状況になってきたということが考えられる、当然、執行部におきましてもそういうことが多いと考えられるわけです。ところが、そういう強化するというのではなくて、室を廃止をして組織体制を変えていくという、こういうことになったわけです。

私はそこで、改めましてこの執行部におきましては課と室の違いですね。改めてその点を第1点としてどういう認識になっているのかを伺っておきたいと思っております。

2点目は、今、状況を若干お話ししましたが、組織がえをするこの根拠ですね。全員協議会のおきにも若干触れましたけれども、この点で改めて私はその点で触れたことで、室は私の認識違いもありますけれども、昇級したものではないという総務課長の答弁がありましたもの、そうですね、室は解消されて廃止されたわけですから、改めて大きくしてこの組織がえをしたということではないから、昇格ということではないということが十分理解できますけれども。

そういう点を見た上で改めて、先ほど私、述べましたような県との関係で、状況が大きく変化してくるといふもとの、県は本格的に最終処分場に取りかかっていると。これは入札についても公告をしまして、そして入札説明書も公表しております。リスクの点においても公表をして企業にその点でも説明をしているという状況になってきたというところで、町とし

ではその室を廃止したと。これは対住民との関係では逆行するような組織がえをしているのではないかというふうなことも思いますので、改めてこの今の時点で組織がえをするという点で執行部の明確な答弁を得ておきたいというふうに思います。

2点伺っておきたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） まず、課と室の違いでございますが、室は目的に特化したものが室になっていたと思います。当然、当時、室を設けた時点では課の下部組織としての室でございました。それが、先ほども議員さんおっしゃったように、課と同等に昇格した室となったという形でございます。現在は、課も室も同等の位置づけになってございます。先ほど申しましたとおり、室は目的に特化したものという形でご理解をいただきたいと思います。

それから2点目、なぜ今の時期に生活環境課なのかということですが、県内の市町の状況もごらんいただきたいと思うんですが、各市町におきましても環境部門、特に生活部門、それから生活に関連した環境部門を1カ所で、1つの課で進めるという体制になってきております。当然、那珂川町におきましても、環境を進めるという意味合いから、1つの課で町民の方に部署の違った部署にそれぞれ行っていただくという形ではなくて、1カ所で環境に関する部門の手続きができるという形に整えるために生活環境課という課を設置をするものです。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 一般的には総務課長のそういう答弁でありますよね。私は、状況、背景を考慮した上で、今の時点でこの組織がえをするには、むしろ特化する形で室の強化、あるいは室を本当に昇格して、今までの任務というもの、仕事というものを課として昇格した上で取り組むという、環境問題を取り扱うという組織がえをするというような、そういう考えには立たなかったかどうか。そういう考えを持って組織がえをする検討をしたかどうかと、この点で改めて伺っておきたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 昇格とか、そういう分野ではございません。住民の皆様の利便性を図るという意味から、それから町が今現在進めております環境のまちづくりをより推進するという観点、それと来年10月には新しい庁舎ができ上がります。その中で業務を遂行していくこととなりますが、課につきましては年度の中途で変えることができませんので、4月

1日からとしたわけでございます。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 組織がえのその時点は4月1日で区切りのよいということで、今、12月議会でもって議決をしておくという、そういう時期ということ、それは了解できますけれども、改めて、県の処分場の問題を考えてみた場合に、本格的に県は取り組むようになってきているわけですね。当初の予算としては128億円という、この巨額な予算を計上して取り組んできているわけですね。PFIの取り組みとえば、県は35億円を支出するという形でやってくるという、先ほど述べたような形です。この町に環境を大きく激変させていく取り組みをする、そういうことになってきているわけですね。

それに対応した町としての取り組みというのは一体、ではどういうふうになるのかということを考えてみた場合には、この組織がえという点で見ると、改めて特化して、そういう問題点を取り上げた町の取り組みというものをすべきだというふうな、そういう思いも強く持ってよいのではないかということをおもうわけでありませう。

それをお聞きしたいと思いますけれども、その上で現実的な財政問題というものもあるわけですね。組織がえして、あるいは退職者がいるのかどうかというようなことも含めて組織がえをして室をなくしてしまうというようなことも考慮されたのかどうかということも考えられるわけでありませうけれども、この人事配置、財政問題、こういうものはどういうふうに変化していくのかということもあわせて最後におきたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 改めて申し上げます。先ほど議員さんおっしゃったような、そのような意図を持って課を設置するものではございません。

それと、人事配置につきましては現在の住民生活課の生活環境係、それから環境総合推進室の人員を合わせた人員として想定しております。

○議長（塚田秀知君） ほかに質疑はありませんか。

〔「財政の答弁」と言う人あり〕

○総務課長（橋本民夫君） 人員が変わりませぬので財政も変わりませぬ。

○議長（塚田秀知君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号 那珂川町課設置条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号～議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第4、議案第4号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、日程第5、議案第5号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、日程第6、議案第6号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について、以上の3議案は、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第4号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第5号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、及び議案第6号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

人事院は、本年8月8日に、国家公務員の一般職の職員の給与に関して、民間給与との比較における格差解消のために、基本給の平均0.2%引き上げ及び勤勉手当の0.1月の引き上げ等の勧告を行いました。これを受け、本年11月に国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことから、本町においても国に準じて職員給与等の改定を行うこととし、関係する条例を改正するものです。

また、あわせて国の特別職等の期末手当についても引き上げを行うことから、町議員、町長、副町長、教育長の期末手当についても0.1月の引き上げを行うものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 補足説明を申し上げます。

今回の条例改正は、人事院勧告に基づき、議員及び町長、副町長、教育長の期末手当と職員の給与及び勤勉手当等の改正を行うものです。

主な内容につきましては、議案書の最終ページに添付してありますので、参考資料により説明いたしますのでごらんをいただきたいと思っております。

まず、議員、町長、副町長、教育長の期末手当等の改定ですが、1点目は本年12期の期末手当を0.1月引き上げて1.75月として年間3.25月とするもので、2点目は平成29年4月1日以降の期末手当について、総枠は変えずに6月期と12月期に支給月数を調整するものです。

続きまして2ページをごらんください。

職員給与の改定及び手当の改定ですが、1点目は月例給の引き上げです。民間給与との格差を埋めるため、平均0.2%の引き上げを行うものです。引き上げ額は給与等級に応じて若年層に重点を置いて、400円から1,500円の幅で行うこととなります。

なお、適用は平成28年4月1日に遡及することとなります。

2点目は、勤勉手当の引き上げですが、民間の支給割合に見合うよう、本年12月期の勤勉手当を特定幹部職員及び一般職員は0.1月、再任用職員は0.05月に引き上げるものです。

3点目は、特別職と同様に平成29年4月1日以降の勤勉手当について、総枠は変えずに6月期と12月期に支給月数を調整するものです。

続きまして、3ページをごらんください。

扶養手当の見直しにおいては、来年度以降、段階的に子にかかわる扶養手当を引き上げるとともに、配偶者にかかわる扶養手当を引き下げていくものです。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

なお、採決は1件ごとに行います。

議案第4号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第7、議案第7号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第7号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

国では昨年からは長時間労働を解消するため、働き方を含めた生活スタイルを変革する国民運動を展開しております。これは職員が朝型勤務やフレックスタイム制等の活用により、退庁時間を早め、一日の時間を有効に使うことでワークライフバランスを実現することを目的としている取り組みであり、町においても取り組み可能な職場から実施できるよう条例を改正するものです。また、法律等との整合性を図るため、今回あわせて文言の整理等を行うものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 補足説明を申し上げます。

本条例の改正は、公務の運営に支障がない範囲で勤務時間及び週休日の割り振りを早出、遅出出勤ができるように規定するものです。

議案に添付してあります最終ページの参考資料で説明をいたしますのでごらんください。

3条に新たに2項を追加するもので、第3項は職員の申告を考慮し、公務の運営に支障がない範囲で始業及び終業の時刻を変更し、勤務時間を割り振ることができることを規定するものです。

第4項は、子の養育又は配偶者、父母、子、配偶者の父母等の介護を要する職員の勤務について、公務の運営に支障がない範囲で週休日並びに始業及び終業の時刻を変更し、勤務時間を割り振ることができることを規定するものです。

第5条は、週休日の振り替え等について、介護により割り振られた週休日についても適用するよう適用条項を追加するものです。

第8条は、勤務時間外において命ずることができる業務を、ただし書きで育児短時間勤務職員の時間外勤務命令においては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合に限ることを規定するものです。

第8条の2第1項は、本条における適用職員から除外される者を規定し、8条の2第2項、8条の4及び第15条は文言の整理及び適用条項を追加するものです。

第19条は、第18条の次に新たに1条を追加するもので、非常勤職員の勤務時間、休暇等

についてはその職務の性質等を考慮して任命権者が定めることを規定するものです。

第20条は、1条を追加したことによる条ずれ改正となります。

附則は、施行期日等の規定及び遅出早出勤務の請求に係る経過措置を規定するとともに、あわせて那珂川町育児休業等に関する条例の一部を改正し、育児短時間勤務をしようとする場合は、期間を1週間から4週間の各期間に区分して設けることができるように規定したものです。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第8、議案第8号 那珂川町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第8号 那珂川町税条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

平成28年3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、那珂川町税条例においても所要の改正を行うものであります。

今回の改正は、固定資産税等の課税標準の特例として、地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例の対象となる規定と、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例規定を追加するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 税務課長。

○税務課長（稲澤正広君） 補足説明を申し上げます。

お手元の議案書に添付してあります参考資料、那珂川町税条例等の一部を改正する条例の改正概要により説明いたしますので、ごらんいただきたいと思います。

2の改正する条例名につきましては、第1条におきまして、平成17年那珂川町条例第56号の那珂川町税条例、第2条におきまして、平成25年那珂川町条例第38号の那珂川町税条例の一部を改正する条例であります。

続きまして、3の条例の改正内容等についてご説明を申し上げます。

第1条の改正内容であります、那珂川町税条例附則第10条の2第4項につきましては、地方税法附則第15条第2項第6号を第7号へ修正する改正及び文言の整理です。

次に、同条第5項は、同様の文言の整理で、同条第6項は文言の整理及び法附則第15条第18項の特例割合を10分の7から2分の1に改正するものであります。

次に、同条第7項であります、地方税法の改正により、わがまち特例として追加されるものであり、平成28年4月1日から平成32年3月31日までの間に新たに取得され、または改良された津波対策の用に供する償却資産として政令で定めるものが対象であります。取得年度から4年度分の固定資産税の課税標準額を軽減するものであり、その特例割合を2分の1と規定するものです。

同条第8項と第9項につきましては、第7項を新設することに伴う項ずれを改正するものです。

次に、同条第10項のわがまち特例の追加は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された太陽光による特定再生可能エネルギー発電設備で、総務省令で定めるものが対象であります。取得年度から3年度分の固定資産税の課税標準額を軽減するものであり、その特例割合は3分の2と規定するものです。

続きまして、参考資料の2ページをごらんください。

同条第11項のわがまち特例の追加であります、平成30年3月31日までの間に、新たに取得された風力による特定再生可能エネルギー発電設備が対象で、特例条件は第10項と同様であります。

次に、同条第12項のわがまち特例の追加は、平成30年3月31日までの間に新たに取得された水力による特定再生可能エネルギー発電設備が対象であります。取得年度から3年度分の固定資産税の課税標準額を軽減するものであり、その特例割合は2分の1と規定するものです。

同条第13項のわがまち特例の追加であります、平成30年3月31日までの間に新たに取得された地熱による特定再生可能エネルギー発電設備が対象で、特例条件は第12項と同様であります。

次に、同条第14項のわがまち特例の追加は、平成30年3月31日までの間に新たに取得されたバイオマスによる特定再生可能エネルギー発電設備で、総務省令で定めるものが対象で、特例条件は第12項と同様であります。

同条第15項から第17項につきましては、第10項から第14項を新設することに伴う項ずれを改正するものです。

次に、同条第18項のわがまち特例の追加は、平成30年3月31日までの間に新たに取得された都市再生特別措置法に規定する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で、政令で定めるものが対象で、認定誘導事業者が整備する公園や広場等が対象となります。取得年度から5年度分の固定資産税の課税標準額を軽減するものであり、その特例割合は5分の4と規定するものです。

同条第10項につきましては、第18項を新設することに伴う項ずれを改正するものです。

今回、当町でわがまち特例の改正に該当すると思われる事案は、太陽光及びバイオマス発電によるものが考えられます。ほかの改正につきましては、現在該当がありませんが、地方税法等の改正によるものでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

続きまして、参考資料の3ページをごらんください。

第2条の改正内容であります。平成25年12月4日に議決をいただきました那珂川町税条例の一部を改正する条例の一部改正についてご説明いたします。

附則第20条の2の改正であります。所得税法等の一部を改正する法律が公布され、これにより外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部が改正されたことに伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の規定を新設するものであります。

内容は、台湾に所在する投資事業組合などを通じて得た利子及び配当に係る個人町民税については、申告に基づく分離課税とするものですが、今のところ該当はないと思われま

次に、附則第20条の3につきましては、附則第20条の2を新設することに伴う条ずれと文言の整理です。

最後に、今回の那珂川町税条例等の一部を改正する条例の附則の内容についてご説明いたします。

附則第1条は、施行期日を定めるもので、第1条の改正は公布の日から施行し、第2条の改正は平成29年1月1日から施行するものです。

次に、附則第2条であります。固定資産税の経過措置を定めるもので、改正されたわがまち特例の規定の適用区分を規定するものです。

最後に、附則第3条であります。町民税に関する経過措置を定めるもので、改正された個人の町民税の特例適用利子等又は特例適用配当等の規定の適用区分を平成29年1月1日以降に支払いを受けるべきものからとするものであります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号 那珂川町税条例等の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第9、議案第9号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第9号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、那珂川町税条例の一部改正同様、所得税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、那珂川町国民健康保険税条例についても所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塚田秀知君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真也君） 補足説明を申し上げます。

議案書添付の参考資料、那珂川町国民健康保険税条例の一部改正概要をごらんください。

まず、1の改正理由は、所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、これにより外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部が改正され、平成29年1月1日から施行されることから那珂川町国民健康保険税条例の所要の改正をするものであります。

2の改正内容は、条例附則第14項の後に第15項として特例適用利子等に係る国民健康保険税の特例の項を設け、その内容は町民税で分離課税される特例適用利子等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものです。

また、第16項に特例適用配当等に係る国民健康保険税の特例の項を設け、その内容は特例適用利子等と同様に、特例適用配当等についても、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものです。

附則第17項から第19項は、第15項、第16項を新設することによる項ずれとなります。

なお、本条例の制定に当たり、本町では今のところ該当者はいないものと思われま

す。3の附則は施行期日及び適用区分を規定するものです。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第10、議案第10号 那珂川町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第10号 那珂川町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、那珂川町簡易水道事業を公営企業会計とするため、那珂川町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するものであります。また、会計統合に伴い、那珂川町簡易水道事業特別会計条例等を廃止するものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田代喜好君） 補足説明を申し上げます。

今回の改正は、公営企業会計である那珂川町水道事業に那珂川町簡易水道事業を追加するものであります。

第1条第1項第2号の東部簡易水道事業を簡易水道事業に変更し、第2条第2項の表中に、小砂地区営農飲雑用水、矢又地区簡易水道、富山地区簡易水道、大那地地区簡易水道、中部地区簡易水道、北部地区簡易水道、南部地区簡易水道、西部地区簡易水道を追加し、それぞれの給水区域、給水人口、一日最大給水量を追加するものであります。

附則は、施行期日を定めたものであります。

また、会計統合に伴い、那珂川町簡易水道事業特別会計条例、那珂川町簡易水道事業の設置等に関する条例及び那珂川町簡易水道事業給水条例を廃止するものであります。

経過措置は、那珂川町簡易水道事業特別会計条例の廃止に伴う債権及び債務並びに剰余金は那珂川町水道事業会計に引き継ぐものとするものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 簡易水道事業会計を廃止するという事で、水道事業に、公営企業にまとめるということなわけですけれども、これまでもそういうことは、やればやることはできるという、そういうことはあったと思うんですけれども、やってはこなかったわけですね。今回、そういうこととなりますけれども、この法的な関係といえますか、こういうことがで

きるということにもかかわらず、これまではやってこなかった、しかし、今回、一挙にまとめて公営企業にするというふうにしたわけですけれども、その法的な根拠というものはどういふところに求められるのか、これが1点であります。

それから2点目は、この会計上これまで分けてきたわけですけれども、会計上の、やればこれまでもやれたんだけれども、やってこなかったという、こういうことが経過としてあるわけですね。しかし、会計を分けていて、今回まとめてもその会計上は何ら、これまでやってきたとおりのことで、簡単にそういうものになるのかと。やってこなかったという経過があるわけですから、果たしてそういうことが、法的な根拠とともに実際上の会計処理、これはどういふふう整理されるのか、2点目に伺っておきたいと思っております。

○議長（塚田秀知君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田代喜好君） 法適化につきましては、国のほうから経済財政運営等改革の基本方針ということで示されておりまして、公営企業でやるべきもの、今までは、水道、上水道と病院等は、法律で公営企業に最初からしなさいということでありましたが、簡易水道につきましては、法適でも非適でもどちらでもいいということでありました。しかし、最近の水道の経営状況を見ますと、どうしても法適にしまして公営企業法を適用しまして、会計を見直すというようなほうがいいということで、国のほうから、できれば31年までに法適化しなさいというような指摘がありました。

そこで今回、簡易水道を企業会計にする、なぜできなかったのかといいますと、それぞれ合併したときに簡易水道事業の資産をそれぞれ評価すると、それで、それをもって資産を評価して、それを公営企業とするために、資産評価をしなければならないんですが、それがようやく整いましたので、それで今回、法適化ということで企業会計とすることにしました。

また、会計につきましては、全員協議会のときに、それぞれの法適化した場合にどのような利点があるかということでお示しはしましたが、法適化することによって経営状況等が説明ができるようになったと、それから、施設の更新等も一つの会計として、どうしても小さい簡易水道の更新計画等ができませんので、その辺の更新ができるようになると、それから、今後の水道料金につきましても、町全体の水道事業につきまして、今後の費用等を勘案しまして水道料金の変更等もできるということでもあります。

以上であります、よろしくお願ひします。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） もう少し、今の明快な答弁を得たいと思ったんですけれども、何だか

ちょっと不明瞭な、そういうことなんですけれども。

次に、そういう事業を、違うことで名称として違うことでやってきたことで、会計もそういう処理をしてきたわけですね。今回そういうことでまとめてやることに会計上なるわけですが、そうしますと、今後、施設の更新あるいは水道料金の、どういう料金体系にするかというようなことが出てきますけれども、この補助率とか、事業をする場合に、補助率とかというようなそういう関係では、これはちょっと上水道あるいは簡易水道、そういうことで、これは明確になっていたのがまとめられちゃうわけですから、その辺のことはどういうことになるか伺っておきます。

○議長（塚田秀知君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田代喜好君） 上水道になりますと、今まで補助率といいますと、基幹的なものは上水道として補助率が3分の1ということで、基幹的施設については補助金がもらえるようになります。それと、今まで交付税として簡易水道事業の元利償還分の2分の1は交付税措置がされていまして、一般会計からの繰り出しは今まで同様、今まで借りた分につきましては繰り出し基準で元利償還の2分の1は繰り出ししていただけるということになります。

水道料金の更新につきましては、減価償却費等を加味して町全体として更新計画を立て、その分を費用の積算等ができるようになりますので、適正な料金の積算ができるようになると思います。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 会計がそういうふうにとまると、これまでも莫大な債務があるわけなんですけれども、この償還に当たりましては、償還の利率のような点では、引き上げるのか引き下げられるのか、この点でどういう利点あるいはデメリットになるのか、それが1点。

それから、水道料金については、会計上まとまっても実際の事業を行っていくという場合には、上水であろうが簡水であろうが、やるべきものはやらなくちゃならないという事業があるわけです。このことで、水道料金の会計上こうなって値上げするのか、あるいは値下げ可能になるのか、この点はどういう考えなのか伺っておきたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田代喜好君） 起債の償還利率につきましては、今まで借りたものにつきましてはそのままということで、繰上償還等は行う予定はありません。また、料金の改定につきましては、先ほども申し上げましたが、町全体ということで費用等を計算しまして、またこれからどんどん古く老朽化してきますので、その老朽化の費用を計画を立てて、それを回

収めるような料金を改定していきたいというふうに考えております。

それで、料金がこれから上がるのか下がるのかということにつきましては、26年に今回改定をやっていますので、この企業会計、統合してから計画を立てて検討していきたいと考えております。

○議長（塚田秀知君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号 那珂川町水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

◎議案第11号～議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第11、議案第11号 平成28年度那珂川町一般会計補正予算の議

決について、日程第12、議案第12号 平成28年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の議決について、日程第13、議案第13号 平成28年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決について、日程第14、議案第14号 平成28年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決について、日程第15、議案第15号 平成28年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決について、日程第16、議案第16号 平成28年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、日程第17、議案第17号 平成28年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決について、以上7議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま一括上程されました議案第11号から議案第17号、平成28年度那珂川町一般会計及び各特別会計補正予算の議決について、提案理由の要旨を申し上げます。

まず、一般会計補正予算から申し上げます。

今回の補正予算は、人事異動及び給与改定に伴う職員人件費や国・県補助事業費の追加認定になったもののほか、今後の需要を見越した不足額などを計上するものであります。その補正額は9億2,500万円となり、補正後の予算総額は113億3,100万円となりました。

補正予算の主なものを申し上げますと、第1は教育費で、馬頭小学校の大規模改修工事のほか、馬頭東小学校及び小川小学校のエアコン設置工事など、国庫補助事業の追加認定になったもの5億833万7,000円を計上しました。

第2は農林水産業費で、那珂川町白久地内に建設予定のライスセンター整備事業補助金のほか、イノシシ肉加工事業費など3億767万4,000円を計上しました。

第3は民生費で、消費税率の引き上げによる影響を緩和するために実施される臨時福祉給付金事業費や障害者福祉サービス事業費のほか、平成29年1月に開設される栃木結婚支援センターの負担金及び登録者補助金など8,612万3,000円を計上しました。

以上、歳出予算の主なものを申し上げますが、これらに要する財源は国・県支出金のほか、繰越金、町債を充てることといたしました。

次に、ケーブルテレビ事業特別会計であります。今回の補正はケーブルテレビ施設管理運営費及び職員人件費など300万円を減額するもので、その財源は繰入金を減額し、繰越金

を充てることといたしました。これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は4億7,500万円となりました。

次に、国民健康保険特別会計であります。一般高額療養費及び一般被保険者還付金などに3,400万円を計上するもので、その財源は国・県支出金のほか、繰越金を充てることといたしました。これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は25億5,465万円となりました。

次に、介護保険特別会計であります。特定入所者介護サービス費及び職員人件費などに300万円を計上するもので、その財源は国・県支出金、支払基金交付金のほか、繰入金、繰越金を充てることといたしました。これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は18億9,700万円となりました。

次に、下水道事業特別会計であります。施設管理費及び職員人件費など1,000万円を減額するもので、その財源は分担金及び負担金、使用料及び手数料のほか、繰入金を減額し繰越金及び諸収入を充てることといたしました。これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は3億1,200万円となりました。

次に、農業集落排水事業特別会計であります。施設管理費に230万円を計上するもので、その財源は分担金及び負担金を減額し、繰越金を充てることといたしました。これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は5,330万円となりました。

次に、簡易水道事業特別会計であります。職員人件費のほか、一般管理費や維持管理費などに1,030万円を計上するもので、その財源は繰越金のほか、諸収入を充てることといたしました。これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は2億6,530万円となりました。

以上、一般会計、ケーブルテレビ事業特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、簡易水道事業特別会計補正予算について、その大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては担当課長から説明させていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

一般会計補正予算書の5ページをごらんください。

第2表地方債補正であります。1、変更として小学校整備事業の増額により、限度額2,300万円に3億1,000万円を増額し、3億3,300万円とするものであります。

続きまして、事項別明細書により歳入から申し上げます。

10ページをごらんください。

14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金の補正額は2,562万9,000円の増で、障害者自立支援事業費、子どものための教育・保育給付費に係るものであります。

2項2目民生費国庫補助金の補正額は5,827万1,000円の増で、障害者自立支援事業費、臨時福祉交付金に係るもの。

5目教育費国庫補助金の補正額は1億4,423万8,000円の増で、学校施設環境改善交付金、特別支援教育就学奨励費に係るものであります。

15款県支出金、1項1目民生費県負担金の補正額は1,281万4,000円の増で、障害者自立支援事業費、子どものための教育・保育給付費に係るものであります。

2項2目民生費県補助金の補正額は37万5,000円の増で、障害者地域生活支援事業費に係るもの。

4目農林水産業費県補助金の補正額は2億7,815万円の増で、産地パワーアップ事業費に係るものであります。

11ページに続きます。

19款繰越金、1項1目繰越金の補正額は9,552万3,000円の増で、前年度繰越金であります。

21款町債、1項6目教育債の補正額は3億1,000万円の増で、小学校整備事業債であります。

12ページ、歳出に入ります。

1款議会費、1項1目議会費の補正額は5万6,000円の減で、職員人件費は人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定等によるものであります。

なお、職員人件費につきましては、当初予算編成後の人事異動に係るもの及び人事院勧告に伴う給与改定等によるものでありますので、以降、説明を一部省略させていただきます。

続きまして、2款総務費、1項1目一般管理費の補正額は24万5,000円の減で、特別職人件費は町長が10%、副町長が5%の給与減額及び手当の増額によるもの、職員人件費の減額のほか、総務管理費は社会保険料の増額によるもの。

3目会計管理費の補正額は273万3,000円の減で、職員人件費を減額するもの。

2項1目企画総務費の補正額は791万7,000円の減で、職員人件費のほか、ケーブルテレビ事業特別会計繰出金は機器更新委託料の減額等により、繰出金を減額するものであります。

13ページに入ります。

3項1目税務総務費の補正額は1,016万7,000円の減で、職員人件費を減額するもの。

2目賦課徴収費の補正額は25万4,000円の増で、課税事務費は確定申告に伴う電算委託料及び事務機器借上料を計上するもの。

4項1目戸籍住民基本台帳費の補正額は88万4,000円の減で、職員人件費を減額するものであります。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の補正額は5,129万2,000円の増で、職員人件費の減額のほか、臨時福祉給付金事業費は住民税非課税者に対して給付金を給付するもの。住民生活諸費は平成29年1月に開設される栃木結婚支援センターへの負担金及び登録者の補助金を計上するもの。

14ページに続きます。

2目障害者福祉費の補正額は5,875万円の増で、障害者福祉サービス事業費はサービス利用者の増加によるもの。障害者地域生活支援事業費は、日常生活用具給付の増加によるもの。

3目老人福祉費の補正額は57万7,000円の増で、介護保険特別会計繰出金は特定入所者介護サービスの増加に伴い、町からの繰出金を増額するもの。高齢者保健福祉計画等策定事業費はアンケート調査に係る費用を計上するもの。

2項1目児童福祉総務費の補正額は465万6,000円の増で、職員人件費を増額するもの。

2目保育園費の補正額は3,487万3,000円の減で、職員人件費を減額するもの。

15ページに続きます。

3目児童措置費の補正額は572万1,000円の増で、職員人件費の減額のほか、児童措置諸費は福祉型給付費の増加によるものであります。

4款衛生費、1項1目衛生総務費の補正額は291万1,000円の増で、職員人件費を減額するもの。

2目予防費の補正額は300万円の増で、予防接種費は四種混合ワクチン、B型肝炎ワクチン等の増加によるもの。

4目環境衛生費の補正額は45万円の増で、職員人件費を増額するものであります。

5款農林水産業費、1項2目農業総務費の補正額は1,447万4,000円の減で、職員人件費を減額するもの。

16ページに続きます。

3目農業振興費の補正額は3億876万5,000円の増で、産地パワーアップ事業費は那珂川町白久地内に建設予定のライスセンター整備事業補助金を計上するもの。農業振興諸費は園芸作物振興対策事業費の増加によるもの。

5目農地費の補正額は100万円の増で、町単農村振興事業費は健武地区水路整備事業、小口地区畦畔区画整備事業の2分の1を補助するもの。

6目イノシシ肉加工事業費の補正額は1,003万5,000円の増で、プレハブ冷凍庫新設工事及び保冷車購入費を計上するもの。

2項2目林業振興費の補正額は234万8,000円の増で、林道維持管理事業費は林道滝ヶ沢線改修工事に伴う測量設計業務及び用地購入、立木補償等に要する経費を計上するものであります。

17ページに入ります。

6款商工費、1項1目商工総務費の補正額は143万7,000円の増で、職員人件費を増額するもの。

2目商工振興費の補正額は3,957万7,000円の増で、企業誘致推進費は企業立地奨励金の増加によるもの。

3目観光費の補正額は200万円の増で、観光施設管理費はカタクリ山公園トイレ改修工事費を計上するものであります。

7款土木費、1項1目土木総務費の補正額は455万8,000円の減で、職員人件費を減額するもの。

2目地籍調査費の補正額は10万4,000円の増で、職員人件費を増額するもの。

3項1目砂防費の補正額は687万5,000円の増で、急傾斜地崩壊対策事業費は県実施工事に伴い負担金を計上するもの。

18ページに入ります。

4款3目下水道費の補正額は978万2,000円の減で、公共下水道事業費は職員人件費の減額により、下水道事業特別会計繰出金を減額するものであります。

9款教育費、1項2目事務局費の補正額は320万5,000円の減で、教育長の給与を5%減額するほか、職員人件費を減額するもの。

2項1目学校管理費の補正額は1,479万8,000円の減で、職員人件費を減額するもの。

3目学校施設整備費の補正額は5億5,880万円の増で、馬頭小学校施設整備費は大規模改修工事費及びエアコン設置工事を計上するもの。馬頭東小学校施設整備費及び小川小学校施設整備費はエアコン設置工事費を計上するもの。

19ページに続きます。

3項1目学校管理費の補正額は1,578万3,000円の減で、職員人件費を減額するもの。

2目教育振興費の補正額は45万円の増で、教育振興諸費は就学等援助費の増加によるもの。

4項1目幼稚園費の補正額は1,029万3,000円の減で、職員人件費を減額するもの。

5項1目社会教育総務費の補正額は81万8,000円の減で、職員人件費を減額するもの。

2目公民館費の補正額は198万7,000円の増で、公民館活動費は栄町自治公民館修繕工事の3分の1を補助するもの。小川公民館費は大会議室の照明改修工事費用を計上するもの。

3目図書館費の補正額は457万7,000円の減で、職員人件費を減額するもの。

20ページに続きます。

4目文化費の補正額は190万円の増で、郷土資料館管理運営費はエアコン修繕工事費用を計上するもの。

6目美術館費の補正額は16万8,000円の増で、職員人件費を増額するもの。

7目なす風土記の丘資料館管理運営費の補正額は538万4,000円の減で、職員人件費の減額のほか、なす風土記の丘資料館管理運営費はトイレ及び自動ドアの修繕費用を計上するもの。

6項1目保健体育総務費の補正額は176万6,000円の減で、職員人件費の減額のほか、体育振興費は体育協会野球部補助金を増額するもの。

2目保健体育施設費の補正額は152万9,000円の増で、体育施設維持管理費は総合体育館バスケットゴール修繕工事費用を計上するもの。

21ページに続きます。

3目給食センター費の補正額は12万7,000円の増で、職員人件費を増額するものであります。

10款災害復旧費、1項1目農地及び農業用施設災害復旧費の補正額は160万円の増で、7月の集中豪雨及び8月16日に上陸した台風7号の影響により発生した災害に対して復旧工事補助金8カ所分を計上するもの。

2目林業用施設災害復旧費の補正額は100万円の増で、台風7号の影響により発生した林道新道線の災害復旧工事費用を計上するものであります。

22ページ以降は今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書8ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金の補正額は570万6,000円の減で、一般会計からの繰入金であります。

4款繰越金、1項1目繰越金の補正額は270万6,000円の増で、前年度繰越金であります。9ページ、歳出に入ります。

1款はケーブルテレビ事業費で、1項1目管理運営費の補正額は300万円の減額です。事業別に申し上げますと、職員人件費は39万6,000円の減で、人事異動、給与改定に係るものであります。業務委託料は1,300万円の減で、業務執行残に伴うものであります。工事請負費は1,039万6,000円の増で、町道76号線片平地内道路改良工事に伴う光ケーブル張りかえ工事、主要地方道那須黒羽茂木線久那瀬地内道路改良工事に伴う光ケーブル張りかえ工事、町道三輪後久保線東電柱建てかえに伴う光ケーブル張りかえ工事及び放送センター敷地内高圧開閉機交換工事に要する経費を増額するものであります。

10ページ以降は今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上でケーブルテレビ事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真也君） 続きまして、国民健康保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書8ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

4款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金の補正額は1,056万円の増で、現年度分に係るもの。

2項1目財政調整交付金の補正額は297万円の増で、普通調整交付金に係るもの。

7款県支出金、2項1目財政調整交付金の補正額は297万円の増で、いずれも一般被保険者高額療養費に係る国・県の負担分であります。

11款繰越金、1項2目その他繰越金の補正額は1,750万円の増で、前年度繰越金であります。

9ページ、歳出に入ります。

2款保険給付費、2項1目一般被保険者高額療養費の補正額は3,300万円の増で、一般被保険者に係る高額療養費の増によるもの。

11款諸支出金、1項1目一般被保険者保険税還付金の補正額は100万円の増で、一般被保険者に係る保険税還付金の増によるものであります。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 続きまして、介護保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

8ページをごらんください。

事項別明細書により歳入から説明いたします。

3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金の補正額は44万3,000円の増。

2項1目調整交付金の補正額は23万6,000円の増。

2項3目地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業の補正額は1万7,000円の増。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金の補正額は82万7,000円の増。

5款県支出金、1項1目介護給付費負担金の補正額は51万6,000円の増。

2項2目地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業の補正額は8,000円の増。

9ページに移ります。

7款繰入金、1項1目介護給付費繰入金の補正額は36万9,000円の増。

1項3目地域支援事業繰入金、包括的支援事業・任意事業の補正額は8,000円の増で、いずれも介護サービス給付費の増及び職員人件費の増による負担割合分の増額です。

8款繰越金、1項1目繰越金の補正額は57万6,000円の増で、前年度繰越金です。

10ページ、歳出について説明いたします。

2款保険給付費、6項1目特定入所者介護サービス費の補正額は295万4,000円の増で、低所得者が施設入所やショートステイを利用する際に、食費、居住費の限度額を超えた分の補足給付です。

3款地域支援事業費、2項4目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費の補正額は4万6,000円の増で、職員人件費は人事院勧告に伴う給与改定によるものであります。

11ページ以降は給与費明細書ですので、ごらんください。

以上で介護保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田代喜好君） 続きまして、下水道事業特別会計補正予算について補足説明申し上げます。

補正予算書8ページをごらんいただきたいと思います。

事項別明細書により歳入から申し上げます。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目負担金の補正額は210万円の減で、公共下水道事業受益者負担金の減によるものであります。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目使用料の補正額は390万円の減で、現年度分下水道使用料の減によるものであります。

4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金の補正額は978万2,000円の減で、職員人件費の減により一般会計繰入金を減ずるものであります。

5 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は567万3,000円の増で、前年度繰越金であります。

6 款諸収入、1 項 1 目雑入の補正額は10万9,000円の増で、東京電力からの補償金であります。

9 ページ、歳出に入ります。

1 款下水道事業費、1 項 2 目施設管理費の補正額は1,000万円の減で、職員人件費は人事異動に伴う減。施設管理費は施設電気料及び汚泥処理費の減。また、マンホール鉄蓋の交換工事の増によるものであります。

10ページからは給与費明細書でありますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で下水道事業特別会計補正予算の補足説明を終わりにします。

続きまして、農業集落排水事業特別会計補正予算について補足説明申し上げます。

補正予算書 8 ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目農業集落排水事業分担金の補正額は47万円の減で、受益者分担金であります。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は277万円の増で、前年度繰越金であります。

9 ページ、歳出に入ります。

1 款農業集落排水事業費、2 項 1 目施設管理費の補正額は230万円の増で、施設の老朽化に伴うマンホール鉄蓋の交換。また、処理場のスクリーン及び水中攪拌機の交換工事であります。

以上で農業集落排水事業特別会計の補正予算の説明を終わります。

続きまして、簡易水道事業特別会計の補正予算について補足説明申し上げます。

補正予算書 8 ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は1,019万8,000円の増で、前年度繰越金であります。

5 款諸収入、1 項 1 目雑入の補正額は10万2,000円の増で、東京電力からの補償金であり

ます。

9 ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費の補正額は63万5,000円の増で、職員人件費は人事異動による減。一般管理費は消費税の確定による増であります。

2 款水道事業費、1 項 1 目簡易水道事業管理費の補正額は966万5,000円の増で、配水管及び施設の修繕費、漏水調査のための業務委託料、北部、西部の減圧電の交換工事に要する経費であります。

10ページからは給与費明細書でありますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で一般会計及び各特別会計の補正予算の説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては会計名、補正予算書のページをお示してください。

質疑はありませんか。

13番、小川洋一君。

○13番（小川洋一君） 1点だけお尋ねいたします。

一般会計の16ページなんですけれども、農業振興諸費として280万出ております。これは、園芸作物の補助ということをおっしゃっていましたが、これは農協のほうでもかなり補助が出ている、1事業に対して40%の農協としては補助を出していると、これに関連しての補助金だと思うんですけれども、町としては1事業費に対して何パーセントくらいの、この280万円出して、上限はどのくらいなのでしょう。1点だけお願いします。

○議長（塚田秀知君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） この園芸対策振興事業費は、町のほうでは資材に対して2分の1補助。上限は、パイプハウスにつきましては、上限は150万円、その他資材につきましても少額で定めております。

○議長（塚田秀知君） 13番、小川洋一君。

○13番（小川洋一君） 資材に2分の1と、かなりこれは補助率がいいわけなんですけれども、農協は4,000万くらいの補助だと思うんですけれども、この上限が150万ということで、上限が150万、280万というと、本当に大きくつくるとなるとこれでは足りないんじゃないかと。これで補助、これ、もし280万以上申請があった場合、また補正というのを組んでいただけるのでしょうか。

○議長（塚田秀知君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） 単年度で10アール辺りの補助ということで考えておりますので、単年度は10アール、150万円限度ということになります。

○議長（塚田秀知君） ほかに質疑はありませんか。

3番、佐藤信親君。

○3番（佐藤信親君） 一般会計の16ページ、今、小川議員が質問したところの上、産地パワーアップ事業ということで、先ほどの説明ではライスセンターへの補助だということでございますけれども、この全額、3億500万何がしが補助としていくのか。そのほかの事業にも充てられるのかどうかについてお伺いしたいというふうに思います。

次、17ページ、商工費の商工振興費で、企業誘致推進費で、この説明の中では増加分というふうに説明がありましたけれども、どのような点が増加になったのかご説明いただければなというふうに思います。

あと、同じく一般会計の19ページの教育費、公民館費の小川公民館の改修工事で183万6,000円がありますが、これは説明では大会議室の照明の修繕に充てるということでございますが、あと外観的に大会議室周辺、公民館そのものの塗装がはげ落ちしておる、そういう中でなぜ外観の改修工事等も見ていただけないのか。その点についてお伺いしておきたいとします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（塚田秀知君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） まず、第1点目の産地パワーアップ事業費ですが、これは国庫の補助金が2億7,815万円。そのほかに那須烏山市と那珂川町で補助金の10%、2,715万円。これを今、負担割合を那須烏山市さんと協議中しています。その内訳になります。

○議長（塚田秀知君） 商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） 企業立地奨励金についてでございますが、当初予算編成時点において、正確な奨励金の額が把握できなかったから今回の補正ということで、額の確定がしたものですから補正をいたしました。

○議長（塚田秀知君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹沼公一君） 小川公民館の修繕に関しましては、今回は大会議室のLEDライトということなんですけれども、外観ということで順次、点検をしながら改修すべきところは改修していきたいと考えております。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

○3番（佐藤信親君） 今回、大型補正で土地改良関係で多額の補助金が来ているということでありまして、この産地パワーアップ事業には、その事業は含まれていないというふうな認識でよろしいのかどうか、お伺いしておきたいなというふうに思います。

それと、企業誘致推進事業費、当初に計上していなかったものが確定したので3,900万何がしの補正になったということでございますけれども、どのような内容なのか、ちょっと細かくご説明いただければなというふうに思います。

公民館の内容については、課長の説明で納得いたしました。

○議長（塚田秀知君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） この産地パワーアップ事業関係は、今、国のほうで言っている大型補正、これは土地改良関係のほうの事業の補正関係で、またその関係につきましては3月に整理して補正、提出したいと思っております。ですから、この内容とは別なものです。

○議長（塚田秀知君） 商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） 企業立地奨励金につきましては、企業全体で25社のほか、雇用促進奨励金において9人の雇用があったということでありまして、大きなものを申し上げますと、ことし初めての神奈川電力栃木太陽光発電所が入っています。これが一番大きなものだと思います。

○議長（塚田秀知君） 12番、石田彬良君。

○12番（石田彬良君） 一般会計の17ページなんですけれども、17ページの一番下、急傾斜地崩落対策事業費です。これは当初予算にもなく今回だけ補正として出たわけなんですけれども、今までは松野の城間地区を工事、もちろん県の工事なんですけれども、城間地区を工事していたんですが、大体あれも終わったのではないかなというふうな気がいたしますが、場所とどうして当初になって補正が出てきたのか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（塚田秀知君） 建設課長。

○建設課長（穴山喜一郎君） 急傾斜地につきましては、現在、松野と矢又、大内が県施行で施工されております。そのうち松野地区につきましては、今年度完了予定です。

当初予算では県の事業費が固まらないということで、今回ほぼ固まりましたので計上いたしました。

以上です。

○議長（塚田秀知君） ほかにありませんか。

5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 16ページの産地パワーアップ事業費につきましてお伺いします。

先ほど佐藤議員からも質疑がありましたけれども、この事業費の総事業費は、それに対して国がなくて、県が2億7,815万ということで補助されるということなんですけれども、総事業費は幾らで、その内訳を出して、わかるようにしていただけますか。

それで、事業主体は農協になるのかとは思いますが、この白久地域でつくりまして、農業者におきましては、対象者というのはどういうふうな、全那珂川地域が対象者になっていくのかというようなことも含めまして、そういう農業者に対してはどういうふうな利用になっていくのかという、そういうことにつきまして説明を得たいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） それでは最初に、総事業費は5億5,630万円。そのうちの2分の1が国から県に入りまして、県から町と。それと、先ほども言いましたように、その10%を町と那須烏山市さんで補助するというような内容です。

それと、対象者はあくまでもこれは水稻の乾燥調整施設してですから、那珂川町、那須烏山市さんのほうの七合地区とか近隣の地区です。そのような方の農家が利用するということになります。

○議長（塚田秀知君） 大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 那須烏山市と那珂川町を対象にするということなんですけれども、実際には、今までの烏山にあるところと、名称はちょっとわからないですけども、那珂川町には小林さんという……違うんだっけ。

〔「個人名はダメだよ」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質問者に申し上げます。

何を聞きたいのか。

○5番（大森富夫君） 広域だから、1つにそれを施設を白久につくったとして、那珂川町ですけれども、その1つの施設で全体をカバーできるのかということをお聞きをしたいんですけども、農協が一切だから、いろいろ考えてやっているんでしょうけれども、大那地とか、結局、全地域をカバーするとは言いますが、実態的にはどうかということなんですけれども、それはどういうふう考えているか伺います。

○議長（塚田秀知君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） 施設の処理能力は玄米換算でいきますと200ヘクタール、刈

り取り面積ですと250ヘクタールになりますから、那珂川町にはこの何倍も面積がありますから、全部ができるというわけではありません。希望者が搬入して処理をしてもらうというようなことになります。

○議長（塚田秀知君） ほかにありませんか。

6番、益子明美さん。

○6番（益子明美君） 18ページ、教育費の学校施設整備費に関してなんですが、国庫補助の確定ということで、馬頭小学校整備費が出ておりますけれども、町長が国のほうに、文科省に出向いて補助金を増額、西小が統廃合するので整備費の補助金を増額してほしいということのを要請してきたようではございますけれども、この国庫補助金の内容については、西小が統合することによって、その確定が得られたので補助金が上積みになったのかどうか、その内容について1点伺いたいと思います。

それで、東小学校と小川小学校のエアコンの設置事業ということが出ていますが、ここには西小学校のエアコンの設置事業は出ておりません。まだ議会としても小学校を統合、廃止するという議決はされていないんですけれども、その前提のもとで、この補助金が採択されているのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（塚田秀知君） 学校教育課長。

○学校教育課長（薄井健一君） この問題に関しては、平成28年8月に閣議決定をされました未来への投資を実現する経済対策、その策定を受けまして、今年度、国の平成28年度の一般会計第2次補正予算がございました。これに対応したものであるということで、もともと、以前もちょっとお話をしましたが、学校施設改善交付金については非常に過年度においても採択率が低いということで、約3割ということで低い、そういう現状にございました。そういった中で、前倒しをすることによって、交付金の対象となる可能性が高くなるというようなことで申請をさせていただいて、交付の決定を受けたということで今回補正をさせていただいたわけです。

益子議員さんの先ほど言われた統合が決定していないという中で、こういった西小が統合するということで交付されたということで、先ほど、補助金が増額とか云々という話がちょっとございましたけれども、今お話ししましたように、補助金ももともとついてたということではなくて、学校施設関連交付金を前倒しで申請することによって、優先的に受けられるというようなことがあったということが前倒しをする要因となっております。

あと、統合に関しましては、平成17年の馬頭町立学校整備検討委員会、それから26年度

に策定をしました那珂川町の馬頭西小学校における統合方針、そういったことに基づいて順次進めてきております。今年度も前回お話ししましたように、説明会等を開催させていただいておりまして、今回、馬頭小学校の内容が統合改修と、それから大規模改造の空調、トイレというような内容でございますけれども、統合改修につきましては、そういった町の方針というのは、もともとそういうことでやるということで、馬頭西小学校を統合を進めるということで事務手続をさせていただいておりましたので、そういった中で、そういった補助メニューといいますか、そういった選択をさせていただいて、出させていただいたということでございます、そういう方針の中でやらせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

○6番（益子明美君） その施設改善交付金の採択率が悪いということで、前倒しして補助金の要請をしたということだと思んですけども、西小学校の統合の話し合いの中で、もう西小は統合するんだと町が決定したことであると。それで、馬頭小学校の整備改修における補助金も、そういったことを理由に国への申請をしているというようなことを保護者のほうにお話しになった上で、話し合いを進めているというようなことも聞こえてくるんですよ。そうすると、保護者のほうからしてみると、それはもう強制的に、保護者の意見、そして地域の意見は聞かないんだ、もう町は統合するんだからというような押しつけのように聞こえて、それに意見を述べることもできなくなっていくというようなことを聞かされています。

その統合という方針を何でかんで、それは町の方針だからということできちんと説明して、そういった地域ときちんと話し合いを持って最終的に統合決定するという形が望ましいんだと思んですけども、先にこういった補助金の採択に関するようなことが出てくると、本当にちょっと順序が違うのではないかなというふうに思います。

それで、先ほどの課長の答弁としては、西小が統合するということを前提に、この交付金は採択されたということで理解してよろしいんですね、確認です。

○議長（塚田秀知君） 学校教育課長。

○学校教育課長（薄井健一君） 益子議員さんの言われた、説明会の中で統合が決定しているということは、保護者対象の説明会の中では一言も申しておりませんし、統合方針は町としては決定しているということでお話はさせていただいて、不安の解消とか、そういったふうにも今努めているということで、統合が決定したということは、保護者対象説明会の中では言っているつもりはございません。

あと町といたしましては、当然これ、今、継続中の、説明会も継続中のものごさいますので、メニューとしては馬頭小学校の、今お話ししましたように統合改修、それから大規模改造の空調、それからトイレと、その3本立てという中身になってはいるんですけども、これについても今説明会の中で進めているということで、そういった中で有利なものを選択させていただいたということでございますので、そういったことでよろしくお願いをしたいと思います。

今、統合の改修という、その中身について、それが前提になっているだかということでもよろしいのでしょうか。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

○6番（益子明美君） とうか、補助金の採択要項の条件の中に、西小が何年度に統合するので、馬頭小学校の整備事業費として決定事項であるから補助金を要請したという、そういったことになっているのかということです。

○議長（塚田秀知君） 学校教育課長。

○学校教育課長（薄井健一君） それは、先ほどお話ししましたように、補助金の要件として、その補助が決定しているからとかということは要件にはございませんので、今当然説明会を開かせていただいて、町の方針をとってやらせていただいているということで、その辺は一応、今後、説明会をさせていただいて決めていくんだということで、そういった中で申請をさせていただいたということでございます。

〔「統合は全然関係ないの」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 学校教育課長、続けて。

○学校教育課長（薄井健一君） 現在、説明会を開いているということで、その辺に関しては当然、皆さんの了解を得ながら統合をさせていただくということで、有利な統合の改修ということを選択させていただきました。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

○6番（益子明美君） それでは、この馬頭小学校整備事業費の国庫補助金の採択条件の中に、西小の統合が平成29年度中になされるということを前提としたものではないということで、了解してよろしいんですね。

例えば、29年度中に西小の統合が完了しなかった場合に、この補助金としては、前提となる採択要件に反しているから補助金を返せなんていうことにはならないのかということも、

最終的に確認させていただきたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 学校教育課長。

○学校教育課長（薄井健一君） 国のほうには、今こういった状況で説明会をさせていただいているということをお話をさせていただいて、今現在進めているということ、当然この統合改修ということでやらせていただいているということは、町のほうもその統合方針に沿って粛々とやって、これから地域の説明会も入るわけなんですけれども、そういったことでやらせていただくということで、国のほうにもそういったことをお話しさせていただいて、やらせていただいておりますので、仮に町のほうでは当然、いろいろな事態、今、議員さんが言われた、私どもは考えていないんですが、統合できないとか何かということになった場合には、当然これは統合改修ということでいただいておりますので、もしそういうふうなことになった場合には、いただけないという場合もあるかと思えます。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 私が要望に行ったというお話で、実際に県内においてよその自治体で、学校の大規模改修関係の補助金を要望したんだけどなかなか切られている、こういうお話も伺いました。その中で、ではうちの町もこの大規模改修とかやるためには、どうしても脆弱な財政状況の中で、国の支援をいただかなければならない、そういうことで私も一生懸命、いただけるような努力をするために行ってまいりました。大規模改修のうち、統合についての補助金は補助率が高いものであります。ですから、この補助率が高いものは統合ができなければ当然ないものと思えますけれども、私どもは国のほうに、今までの統合計画に沿って西小学校を馬頭小学校に統合するというので補助金の申請をしてまいりました。

〔「統合できなかった場合には返されるのか、それを聞きたい」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） もし、そのような場合には最悪は返還もあり得るかもしれませんが、率が変わるかもしれない、利率が変わっていただけるかもしれない、まだ、そこは現実にはそういう事態になっていないので明確には申し上げられませんが、それは当然、確認はさせていただきたいと思えます。ただ、国に確認するために、ではどうしてと、そんな不安定な状況の中で申請したんだとか、そういうことも聞かれる可能性はあろうかと思えます。

○議長（塚田秀知君） ほかに質疑はございませんか。

4番、益子輝夫君。

○4番（益子輝夫君） 2点ほど伺いたいと思います。

一般会計の14ページの障害者福祉というところで、障害者福祉サービス事業費が5,700万増ということと、もう一つは15ページなんですけど、児童措置費の中の児童措置諸費が735万4,000円計上されているんですけど、その具体的な内容について教えていただきたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） それでは、1点目のほうのご質問にお答えいたします。

障害者福祉サービス事業費でございますが、その中で、介護訓練費あるいは障害者のためのサービス等利用計画案の作成、それから地域相談、施設や病院等から地域へ戻る場合の調整支援、それから障害児の通所のサービスの利用者増による増額でございます。

○議長（塚田秀知君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小川一好君） 2点目ではありますが、児童措置諸費は施設型給付ということで、那珂川町の子供を町外に預けた場合に、その分の費用を負担するという制度が新しい子ども・子育ての制度になっております。その分で、5市町で6施設、14人分がこの分の費用として町が負担するという形になっております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

6番、益子明美さん。

○6番（益子明美君） 私はこの議案第11号の那珂川町一般会計補正予算の議決について、反対の討論をいたします。

先ほど申し上げましたように、学校施設整備に関してなんですけど、馬頭小学校施設整備を反対するものではありません。

しかし、西小が統合ということが最終的に決定されていない段階で、そのことを補助金の交付のための採択に目的として載せているというのは、順序として逆ではないでしょうか。議会の議決を経る前に補助金の要請をこういう形でしているというのは、段取りとしてはお

かしい補助金の要請の仕方であると思います。そのプロセスに関して、私は納得がいきません。

決して、小学校整備事業に反対するものではありませんが、そういった国庫補助金の、いかに施設改善交付金の採択が低いとなっても、また違ったきちんとしたやり方があったのではないかというふうに思いますので、今回のこの補正予算に関しては納得がいきません。なので、反対討論とさせていただきます。

○議長（塚田秀知君） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

なお、採決は1件ごとに行います。

議案第11号 平成28年度那珂川町一般会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第11号 平成28年度那珂川町一般会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（塚田秀知君） 起立多数と認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 平成28年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 平成28年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 平成28年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 平成28年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号 平成28年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 平成28年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第18、議案第18号 那珂川町温泉浴場ゆりがねの湯及び那珂川町定住センターに係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第18号 那珂川町温泉浴場ゆりがねの湯及び那珂川町定住センターに係る指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

那珂川町温泉浴場ゆりがねの湯及び那珂川町定住センターにつきましては、平成26年4月1日から指定管理者が管理運営を行っておりますが、平成29年3月31日をもって3年間の指定期間が終了するため、このたび指定管理候補者を選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めます。

指定管理者に指定する法人は、宇都宮市の株式会社大高商事であります。

指定の期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間です。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、ご審議の上議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塚田秀知君） 商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） 補足説明をいたします。

参考資料のほうをごらんいただきたいと思います。

まず、管理を行わせる施設ですが、那珂川町温泉浴場ゆりがねの湯及び那珂川町定住センターであります。指定管理者に行わせる業務は、施設の維持管理及び運営に関する業務であります。また、利用の許可に関する執行や許可の取り消し、利用の制限等に係る権限も含むものであります。

利用料金につきましては、指定管理者が条例に規定する額の範囲内で町長の承認を得て定め、収入として収受し、施設の管理運営費に充てるものでございます。

2枚目をごらんください。

指定管理料につきましては、年額1,150万円を限度としまして年度協定で定め、施設の管理に必要な経費として町から指定管理者に支払うものでございます。

候補者選定の経緯ですが、一般公募に応募した3事業者のうちから候補者を選定するため、町観光協会長、税理士、株式会社JTB職員など、外部委員7人によりまして11月9日に選定委員会を開催し、事業者からのプレゼンテーション及び質疑応答により審査を行いました。その結果を受けまして、指定管理者として株式会社大高商事を指定するものであります。

以上で補足説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、佐藤信親君。

○3番（佐藤信親君） ただいまの説明で、プレゼンと質疑等をやったということでございますけれども、プレゼンテーションの時間は何分ぐらいやったのか、また、質疑等はどれぐらいの時間を要したのかについてお伺いしたいと思います。

また、最初の初年度の指定管理のときのプレゼンの時間と、また質疑等の時間等についても、おわかりになれば、お答え願いたいというふうに考えております。

○議長（塚田秀知君） 商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） プレゼンテーションの時間でございますが、15分をとっております。質疑の時間につきましては、その業者によって違わせて、質疑が終わるまでやっております。前回のことはちょっと、私のほうでわかりませんので。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

○3番（佐藤信親君） 何か前回のときは、プレゼンは30分ぐらい時間をとったというわけでございます。今回は15分になってしまったというようなことで、これで十分なプレゼンができたのかなのがちょっと危ぶまれます。また、その質疑の時間も何分というふうに区切って行ったわけではないのかなのか、その点について再度伺います。

○議長（塚田秀知君） 商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） プレゼンテーションの時間でございますが、3業者のうち、15分以内で説明が終わった業者もございまして、時間的には問題ないかと思います。

質疑の時間は、一応10分という決めがあったんですけども、一応委員さんからの質疑がある限りは質疑を許しております。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

○3番（佐藤信親君） ちょっと伺ったところ、前回のプレゼンのときは30分程度の時間を要したというようなことで伺っておりますが、今回15分ということで、十分にプレゼンができなかったというような話もございまして、なぜこの、前回30分から今度は15分になったのか。何かその選定過程において、何かちょっと首をかきげたくなるような事案もあるというようなことで、私はこう伺っているわけなんですけれども、その点について再度お願いしたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） 事前に書類のほうを指定管理者のほうの審査に必要な書類のほうを提出していただいておりますので、それを委員さんに事前に配付しておりますので、それを見ていただいて、15分以内で説明をいただくという形でっております。

○議長（塚田秀知君） ほかにありませんか。

5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 1つは、指定管理者制度に移行して3年。この3年、初めての指定管理者が努力して定住センターと温泉施設を守ってきたわけです。低料金でもってかなりのお年寄りあるいは町外からこの温泉を目指して入って楽しんできた方がたくさんおります。そういう施設、2つの施設が、今度また新しい管理者に移行すると、非常にそれを私は疑問に思います。3年間努力した指定管理者の評価はどういうふうになっているのかと、これが第1点であります。

また、この新しい指定管理者ということを見ますと、指定管理者を選定する選定の委員たちを見ますと、こういうことになっているんですね。委員長が那珂川町の観光協会長、副委員長が税理士、委員としては広域の社団法人栃木県観光物産協会副会長兼専務理事、また、栃木県中小企業団体中央会事務局長、また元栃木県県民プラザ室長、そして株式会社JTB法人事業チーム職員と、そして創生なかがわ株式会社社長と、こういう人たちが選定委員になっているんです。果たしてこういう人たちが、ゆりがね温泉に入ったことがあるのかと、ないような人たちが選定委員になっているんです。非常に私は疑問に思います。誰が、町長じゃないんですか、この選定委員を選定する、任命するのは、これは町長なのか誰か、確認しておきたいというふうに思います。

もう一点は、この指定管理者、新しい管理者にするということにつきましては、もちろん地元の雇用者、これを相当数、従業員として入れてもらわなくちゃ困るわけです。定住センターはもともと、地元でやっていたんです。農事組合法人が任せられて、そして農業振興事務所の指導によって、これは農事組合法人としての実体がないというようなことで指摘されて、そんなことはないんですけれども、変えろ、変えろと言われて、いや応なしにかえさせられたというような経過もございます。これは、地元の雇用者はどういうふうになるのかということで、3点目は伺います。

○議長（塚田秀知君） 商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） 3年間の実績があるということですが、選定委員会

では3者とも同じスタートラインというか、同じところから選定委員会でプレゼンテーションを行って、質疑応答を行って、那珂川町にふさわしい、しっかりとした事業者を選定したということでございます。

選定委員につきましては、前は内部委員でもありましたが、今度は外部委員ということで選ばせていただきました。ただ、女性の方も今回は2人入っていただきまして、女性の目からも見ていただいて選定してございます。

あと、この間も、さきの全員協議会でもお話ししましたが、委員の中には実際に温泉に入って、定住センターのほうで食事をして帰って、そういう委員もいたということでございます。

雇用につきましては、4月1日から新たな指定管理者になると思いますけれども、基本的には現在の職員の皆さんのご希望もあると思いますので、希望のある方にはできるだけ残っていただけるよう、町からも強く要望をしていきたいと考えております。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

なお、大森富夫君に申し上げます。聞きたいことを簡潔明瞭にお願いします。

○5番（大森富夫君） わかりました。

私もそのことをいつも念頭にやっているつもりなんですけれども、つつい長く、わかりやすくできるという説明をしたいなというふうに思って、たまには。

○議長（塚田秀知君） 再度申し上げますが、聞きたいことを先にお願ひしたいと思ひます。

○5番（大森富夫君） わかりました。

第1番目、選定委員を選任した、先ほど、私はゆりがねの湯をわかっていない人たちが選任されているんじゃないかということを行いました。その選任の根拠です、第1点。選定委員の選任の根拠です、第1点は。

それから2点目は、定住センターの目的に沿った、もう100%前は地元の人たちが働いていたんです。ところが、地元の人たちは何人もいないというのが実態になるのを私は恐れています。この地元雇用者を保証するようなことをきちんとできるかどうか、それが2点目。

3点目は、前任者の評価ということについては答弁がありません。スタートラインに立つんだということですが、指定管理者を変えるということは、相当なことがなければ私にはできないと思うんですよ。町長がまほろば温泉の社長になっていきますけれども、今度、まほろば温泉なども指定管理者制度に移行するのでしょうかという話にもなりますよね。指定管理者になっているけれども、新しくこういうことをやるんですかということになるわけで

すよ。こういうことをされてもいいのかということをお聞きしますけれども、どうでしょうか。3点目です。

○議長（塚田秀知君） 商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） 選任の根拠でございますが、それぞれの分野で活躍されている方、豊富な経験と高い見識をお持ちの方ということで選ばせていただきました。

定住センターの雇用につきましては、先ほど申しましたとおり、希望がある方にはできるだけ残っていただけるよう町から強く要望していきたいというふうに考えております。

3年間の実績ということでございますが、現在の指定管理者につきましては、プレゼンの中で各種のご説明があったと思いますけれども、選定されるまでに至らなかったということだと思っています。現在の指定管理者がどのようなものかというよりも、他者の提案のほうがすぐれていたということになるかと考えております。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 私はやっぱり、こういう点では納得いきませんね。指定管理者を3年間、定住センターや温泉の管理を3年間、きちんとやってきて非常に努力してきたと思うんです。それで、入湯者も多くなるように努めてきたと思うんです。そういうことをきちんと評価して、継続的になじみのお客さんも出てくるわけですから、そういう点では非常に管理しやすくなる、地元とも親しくなるということが経験、この年月を積んでいくからこそそういうことができるんだというふうに思います。3年たったから、はい、また指定管理者をかえますというのは、私はどうしても納得いきません。

終わります。

○議長（塚田秀知君） ほかに質疑はありませんか。

4番、益子輝夫君。

○4番（益子輝夫君） 私もゆりがね温泉の利用者の一人として質問したいと思うんですが、利用者として、あそこの温泉が非常に利用しやすく、女性のほうは入ったことがないのでわからないんですけども、女性のお風呂場もきれいになってきていると。そういう点では非常に利用しやすくなったという声が女性からかなり聞かれています。男性のほうも少しずつですけども、照明なんかも変えて、中はかなりきれいになってきています。そういう点では、経営、レストランもそうですけれども、経営努力は私はかなりしてきたんじゃないかなと思います。

そういう点で、どういうことを根拠に、やっぱりこの指定管理者をかえたのか、利用して

いる立場の人たちもまた、非常に不安に思っているんですね。これからどうなるんだんべねと、またかわるのべと、そういう声を聞きます。益子さん、どうなんだよと、私も一応議員ですから、聞かれますけれども、何があってこういうふうにかわるんだいということ聞かれますけれども、答えようがないんですが、そういう点ではきちんと評価すべきはすべきだと思います。

聞きますと、やっぱり管理料とか、そういうのが出ていなかったとか、そういうのを不手際もあつたんでしょうけれども、そういう問題。それと、あの温泉は非常にいいんだということで、あれがふえているんですね。確かに最高のとき、入館者が最高のときは無料で、災害があつたから入れたということもあると思うんですが、さっき大森議員が言ったように、そういう入館者が戻ってきているという実態もあります。それで、かなり温泉を利用している人たちの評価も、ゆりがね温泉に対しては高いんです。そういう……

○議長（塚田秀知君） 益子輝夫君に申し上げます。

先ほども話をしたように、聞きたいことを簡潔明瞭にお願いしたいと思います。

○4番（益子輝夫君） はい。

そういう点で、利用者からもそういう声が出ているので、その辺、どうしてそうなったか、その辺を伺いたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） いずれにしましても、ご質問があつたと思いますけれども、一応3年間で指定管理の期間が切れていますので、いずれにしてもこの選定委員会は開いていく必要があつたと思います。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

○4番（益子輝夫君） 指定管理者のあれはやっていかなきゃならないということになっていますけれども、ゆりがね温泉にしても、まほろば温泉にしても、また道の駅というのは町の顔だと思うんですね。そういうところが、気軽に利用できる、そして、特にゆりがねの場合は5時以降、70歳以上は幾らとっているんだか、その辺も伺いたいと思いますが、その辺の料金もどうなるのか、入浴税と比べてどうなるのか、どっちが高いのかというような状況もあると思います。200円が入っているんですから、入湯税をどのくらいとっているのかということはおわかりと思いますが、そういう点では、非常に利益が上がらない状態だったというふうに私は思います。その辺をどんなふうに考えているのか、今後、経営者がかわることでかわるのかどうか、伺いたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） 料金のほうは、大高商事が提案しているんですけども、大高商事のほうは1年間は入浴料の利用料、それは変えないと、値上げしないということを提案しております。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

○4番（益子輝夫君） 1年間は変えないということは、1年後は変わるということですよ。今、どこに行っても温泉はあります。そういう点では、せっかくここまで努力してきた事業者を見放すということは、町にとって私はマイナスになるのではないかなというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（塚田秀知君） ほかにありませんか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

3番、佐藤信親君。

○3番（佐藤信親君） 私は、反対の立場で討論したいと思います。

今の質問の中にもありましたように、経営努力をここ2年間やってきたわけでございます。指定管理料の瑕疵等もございまして、その中でも必死に委託業務等の精査をして減額化を図り、また、従業員の賃金についても、今まで900円だったものを泣く泣く800円にしてまでやったと。そういう経営努力をしてやってきたわけです。

また、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、最初からスタートラインに立ったということでございますけれども、今やっている事業者は、初期投資として相当お金をかけているわけでございます。そこにさらにプラス、この2年間の赤字プラス今年度のまた半期過ぎているからだと思うんですけども、赤字。その中で、経営改善が少しずつ図られてきたと。また、地域のにぎわいを取り戻そうと蛍の放流をしたり、そういうような努力をしている、そういう業者を町外から来た5名の方々が、ただ書面だけを見て理解できるか、そういうのが私は疑問に感じるところであります。

私は到底、この問題については承服しかねますので、反対とさせていただきます。

以上。

○議長（塚田秀知君） 賛成討論はありませんか。

12番、石田彬良君。

○12番（石田彬良君） 私は、議案第18号 那珂川町温泉浴場ゆりがねの湯及び定住センターに係る指定管理者の指定について、賛成の立場で討論させていただきます。

提案理由の説明及び補足説明のように、候補者の選定に当たっては、その結果、株式会社大高商事が指定候補者に選定されたという説明がございました。この選考に当たっては、町観光協会長や税理士さんなど、外部委員7人による選定委員会において選定されたものであり、公平・公正に審査された結果であると認識しております。このことから、原案に賛成するものであります。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（塚田秀知君） ほかに討論はございませんか。

5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 私は、反対の立場で討論を行います。

1つは、選定委員について非常に疑問に思います。これは町長が選任するんだろうと思いますけれども、こういうことではやはり出来レースになっちゃうと。もう初めからわかっているということになるかと思えます。選定委員の公正さというものは欠けているというふうに思えます。それが第1点であります。

それから、地元雇用について、この保証がなされないというふうに感じています。大手は利益第一、最初に事業獲得をしましても、最初に印象よく、料金値上げはしないと、現体制でやっていくというようなことを1年はしても、やはり利益を目指します。当然それは対住民との関係ではよくなるはずがありません。それが2点目であります。

3点目は、前任者の経営努力、先ほど佐藤議員もおっしゃいましたけれども、これをきちんと評価すべきだと思います。初期投資も大変な額を投じています。きちんと3年間の努力を認めて、そして町として、不備があるならばそれをきちんと指摘して、さらに経営努力をしながら請け負った業者と町も仲よくやって、町民のためになるような定住センターと温泉施設、これが発展するように取り組んでいただきたいと思えます。大手に任せるということでは、その点では私は不安を感じますので、3点目の理由といたします。

以上、反対討論といたします。

○議長（塚田秀知君） 続いて、本案に対する賛成討論はありませんか。

10番、阿久津武之君。

○10番（阿久津武之君） 私は、賛成の立場で討論させていただきます。

今回、提案にありました株式会社大高商事は、平成29年度におけるゆりがねの湯の利用料金の据え置きとともに、指定管理料の上限額よりも低い金額を提案したと聞いております。これは、指定管理者制度のメリットであります民間事業者のノウハウによる住民サービスの向上とともに、行政経費の削減が期待できるものと考えております。

選考に当たりましては、各分野の専門的な知識の委員からの選考と聞いておりますので、この点を尊重し、原案に賛成するものといたします。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（塚田秀知君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、採決を行います。

異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第18号 那珂川町温泉浴場ゆりがねの湯及び那珂川町定住センターに係る指定管理者の指定については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（塚田秀知君） 起立多数と認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第19、請願第1号 県立馬頭高等学校通学費等補助金交付制度等に関する請願についてを議題といたします。

この件につきましては、今期定例会において教育民生常任委員会に審査を付託いたしましたが、委員会での審査が終了しましたので、教育民生常任委員長より審査結果の報告を求めます。

教育民生常任委員長、益子明美さん。

〔教育民生常任委員長 益子明美君登壇〕

○教育民生常任委員長（益子明美君） 請願第1号 県立馬頭高等学校通学費等補助金交付制度等に関する請願について、教育民生常任委員会の審査結果についてご報告いたします。

当請願についての採択については、昨日12月7日に委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

この請願は、11月4日、馬頭高等学校PTA会長及び同校同窓会長から提出されたもので、紹介議員は石田彬良議員及び岩村文郎議員であります。

請願の内容は、平成28年度入学生の卒業までの時限措置である同校生徒への通学費補助金を平成31年度入学生の卒業までとされたいということ。また、定住促進の一環として、同校に通う遠方地域出身生徒や町内に就職する若者のための宿泊施設の設置を図られたいというものであります。

本請願に関連いたしまして、町行政区連絡協議会の小川正典会長を代表とする馬頭高校を考える会では、9月14日、栃木県教育委員会に馬頭高校存続の意見書を提出しております。栃木県教育委員会では、県立高校再編に関する検討会議が設置されており、本年3月2日に今後の望ましい県立高校の在り方についての提言がなされております。この提言に対しまして、馬頭高校を考える会では県教育委員会に馬頭高校存続の意見書を提出したものであります。

本請願の審査結果についてでございますが、馬頭高校は当町の地域振興に多くの功績を残しており、不可分の関係にあります。通学費補助は通学費の経済的負担を軽減し、ひいては馬頭高校存続のための一要因として有効な施策と考えられ、少子化時代の中にあって、こととして創立70周年を迎えた馬頭高校の存続を期待するとともに、同校のさらなる発展を祈念いたすものであります。また、全国より集う生徒のみならず、定住対策につなげる施策の一環として下宿先や住宅整備も有効な手段と考えるものであります。

これらのことを総合的に勘案し、慎重に審査した結果、本請願の趣旨は賛同でき得るものであり、その必要性を認め、採択すべきものと決定いたしました。

以上、教育民生常任委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（塚田秀知君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号 県立馬頭高等学校通学費等補助金交付制度等に関する請願に対する委員長の報告は採択であります。この請願は、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（塚田秀知君） 以上で、今期定例会の会議に付されました事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

これにて平成28年第7回那珂川町議会定例会を閉会といたします。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時51分